

公 告

平成27年4月10日

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画策定委託業務に係る受託業者選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画策定委託業務
- (2) 業務内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成28年3月30日まで
- (4) 契約上限金額 金16,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項」の規定に該当する者でないこと。
- (2) 契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (3) 契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (4) 契約候補者特定までの間に「会社更生法（平成14年法律第154号）第17条」の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条」に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、「会社更生法」に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は「民事再生法」に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所として登録を受けていること。また、本業務に従事する統括責任者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。

3 担当部局

豊橋市役所 都市計画部 まちなか図書館整備推進室

郵便番号：440-0897

住所：愛知県豊橋市松葉町二丁目10

電話：0532-55-8102

ファックス：0532-55-8100

電子メールアドレス：machitosho@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類（コピー不可）

ア プロポーザル参加意向申出書（様式1）

イ 事務所概要書（様式1-1）

*分担業務分野に関して専門的な意見を求める等の業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置く場合、「協力事務所等の名称等（様式1-2）」も併せ提出すること。
この場合、「2 プロポーザル参加要件」（1）～（5）の要件は、協力事務所等にも適用し、複数の応募者の協力事務所になることはできない。また、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

ウ 登記事項証明書等

法人事業者：履歴事項全部証明書又は登記簿謄本

個人事業者：代表者の身元（分）証明書（本籍地の市町村が証明するもの）

エ 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書）

法人事業者：国税（法人税、消費税及び地方消費税等）、都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）等）、市町村税（法人市町村民税、軽自動車税等）について、国および申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類（直近1年度分）

個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

(2) 提出書類（コピー可）

ア 建築士事務所登録通知書及び統括責任者の一級建築士免許証の写し

イ 法人事業者：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（直近1年度分）

個人事業者：上記法人事業者の場合に相当する書類

(3) 提出部数

各1部

※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(4) 提出先

3 担当部局と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とする。

(6) 提出期限

平成27年4月22日（水）17時必着

5 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書

正本 1部

副本 8部

正本、副本ともにA4縦長左綴じ（2穴）ファイリングとし、副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 見積書（様式は任意。消費税込みの金額） 1部

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出期限

平成27年5月18日（月）17時必着

提出期限後に到着した提案書は、無効とする。

6 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等は、「豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画策定委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。なお、提案者が5者を上回った場合は第1次評価として書面審査をし、5者を第2次評価参加者として選定する。5者を上回らなかった場合は、応募者は全て、プレゼンテーション及びヒアリング審査に進むこととする。

(1) 第1次評価（書面審査）

日程 平成27年6月3日（水）

(2) 第2次評価（プレゼンテーション、ヒアリングの実施）

日程 平成27年6月30日（火）

時間、場所及び留意事項等については、改めて通知する。

7 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した参加資格を有しない者のした提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

8 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式6）」を持参又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (7) その他詳細は、「豊橋市まちなか図書館（仮称）実施計画策定委託業務プロポーザル実施要領」による。